

沖縄の自己破産実態調査

平成19年12月

沖縄県司法書士会

沖縄県司法書士会では、県下の自己破産申立者の実態調査を行い始めてから、今年で13年になります。この実態調査の結果を分析し、県下における破産者の実態を少しでも明らかにして、その実情をお知らせし、多重債務問題解決の手掛かりとすべく今年度も調査を行いました。

県下の破産と調停

- ① 平成18年の自己破産申立件数（会社関係を除く）は、1,528件でした。平成16年までは3年連続で2,000件を超えていましたが、平成17年以降は2,000件を下回っています。本年（平成19年）の前半期は623件であり、平成18年前半期の784件より減少しました。
- ② 平成18年の特定調停申立件数は、5,959件であり、平成17年の6,381件より減少しました。
- ③ 平成18年の支払督促事件は、9,616件でした。
- ④ 当会の「なは司法書士総合相談センター」の相談では、多重債務問題が相談件数の大半を占めています。

なお、上記で紹介した統計資料のうち、本年の前半期の自己破産申立件数と平成18年の特定調停申立件数は、それぞれ前年の件数より減少しており、件数だけを比べると多重債務者が減少しているように見えます。しかし、これは法務大臣の認定を受けた司法書士（認定司法書士）に簡易裁判所訴訟代理関係業務が認められるようになったことの影響によるものと考えられます。司法書士法の改定により裁判外の和解についての代理業務も行うことができるようになった結果、司法書士による債権調査が可能になり、大幅に債務額が減少したことにより破産を回避して裁判外の和解（任意和解）をおこなったり、あるいは、いままで特定調停申立をしていたようなケースにおいても、債権調査によ

り債権債務額を確定し、裁判外の和解（任意和解）により処理している事例が多数存在しているためであると考えられます。また、不当利得返還請求訴訟（過払金返還請求訴訟）等で自己破産を回避するケースもあり、自己破産申立件数の減少につながっているものと考えられます。

本年の破産申立調査と関連問題

本年も、1月1日から6月30日までの新規破産申立者についての調査を行いました。この間の県下の新規破産申立件数は623件（会社関係を除く）になっており、当会の調査はこのうち175件で、全体の約28%の申立者の調査になっています。

沖縄本島中南部の会員からの調査が主ですので、必ずしも全県下の傾向を反映できていない面もあろうかと思えます。しかし、債務者と面談して破産申立書を起案した当会会員からの調査結果は、かなりの正確性を持つものと確信します。

調査結果の数値とコメントは、「調査報告」（後記掲載）に譲りますが、いくつかの関連する問題について指摘しておきます。

（1）本年は、昨年より自己破産申立件数が減っております。

前半期破産申立件数（1月から6月まで）

	H19年	H18年	H17年	H16年	H15年
那覇地裁	344件	370件	414件	508件	619件
沖縄支部	201件	301件	322件	343件	359件
名護支部	45件	76件	87件	105件	119件
平良支部	19件	17件	25件	30件	32件
石垣支部	14件	20件	9件	15件	34件
合計	623件	784件	857件	1001件	1163件

(2) 特定調停申立事件について、各簡易裁判所の件数を紹介します。

特定調停申立事件数

	H18年	H17年	H16年	H15年
那覇簡裁	3321件	2941件	4897件	13132件
沖縄簡裁	1579件	2112件	3506件	7221件
名護簡裁	841件	977件	1821件	2359件
平良簡裁	178件	225件	233件	403件
石垣簡裁	40件	126件	251件	419件
合計	5959件	6381件	10708件	23534件

(3) ヤミ金業者の横行は重大な問題となっています。

破産調査には現れていないのですが、平成12年暮頃から、県内でもヤミ金融業者による違法営業が激増し、深刻な問題となっています。ほとんどが東京の業者ですが、平成14年半ば頃から県内業者も出てきています。

(4) 不当利得返還請求訴訟が急増しています。

各マスコミでも大きく報じられましたが、不当利得返還請求訴訟（過払金返還請求訴訟）が当会会員により多数提起されるようになってきました。取り戻した過払金を債務の残る業者への返済に充て、借金問題を解決できる方々もでてきています。

県司法書士会の事業として

当会は、重点事業の一つに「市民への法的サービス」を掲げ、会員の破産、調停、個人再生、不当利得返還請求訴訟、貸金被告事件等の実務の拡大と充実に努めます。同時に、司法書士会館を拠点として、次のとおり多重債務者問題の解決をめざした諸事業を実施します。

1. 市町村や社会福祉協議会、各種相談窓口への相談員派遣を引き続き推進します。
2. なは司法書士総合相談センターの相談事業を週3回実施しています。
3. 高校卒業予定者等を対象とした講演会の実施を県下の高校に呼びかけます（啓発リーフレットも準備しています）。特に若年者のなかで多重債務問題が深刻化しており、全ての高校からの講師派遣要請を期待します。

調 査 報 告

平成 1 9 年 沖 縄 の 自 己 破 産

=平成 1 9 年 前 半 期 に お け る

新 規 自 己 破 産 申 立 者 の 調 査 報 告 コ メ ン ト =

平成 1 9 年 1 2 月

沖 縄 県 司 法 書 士 会

調 査 方 法 等

- ① 本年 1 月 1 日 から 6 月 3 0 日 ま で に 県 会 会 員 が 取 り 扱 っ た 自 己 破 産 申 立 件 数 (合 計 1 7 5 件) を 対 象 に し た 調 査 結 果 で す。
- ② 同 件 数 は、 6 月 末 現 在 の 県 下 の 地 方 裁 判 所 (支 部 含) 新 規 受 付 破 産 申 立 者 (会 社 関 係 を 除 く) 6 2 3 件 の 約 2 8 % に あ っ た り ま す。
- ③ 本 島 中 南 部 の 調 査 が 主 で、 宮 古 ・ 八 重 山 及 び 本 島 北 部 の 調 査 は 不 十 分 に な っ て い ま す。
- ④ 会 員 に 対 し て、 本 年 の 破 産 申 立 者 に つ い て、 事 情 聴 取 や 申 立 書 記 載 事 項 か ら 債 務 者 一 人 一 人 に つ い て の ア ン ケ ー ト 方 式 で 回 答 を 求 め ま し た。

報 告 方 法

- ① 調 査 結 果 の コ メ ン ト を お こ ない、 そ の 裏 付 け と な る 調 査 数 値 等 は、 末 尾 に ま と め て 数 値 ま た は 図 表 と し て 掲 載 し ま し た。
- ② コ メ ン ト で は、 平 成 6 年 か ら の 調 査 結 果 も 紹 介 し、 各 調 査 項 目 の 推 移 を 比 較 検 討 で き る よ う に し ま し た。

調査結果の特徴

1. 年齢別（表1）

- ① 当会が調査を開始してから引き続き、破産申立者は全ての世代に渡っていて、30～50代の社会の中堅層が全体の75%になっています。

※ 30代と40代で全体の58%になっています。

- ② 50代の破産者は、17%になっています。

- ③ なお、平成6年調査からの年齢別推移は下記のとおりです。

	20代	30代	40代	50代
平成6年	15%	16%	28%	22%
平成7年	14%	28%	25%	15%
平成8年	17%	25%	27%	21%
平成9年	19%	31%	21%	17%
平成10年	20%	28%	26%	14%
平成11年	20%	27%	25%	16%
平成12年	12%	30%	24%	20%
平成13年	15%	31%	24%	16%
平成14年	20%	24%	28%	15%
平成15年	20%	29%	25%	14%
平成16年	19%	29%	24%	16%
平成17年	17%	30%	20%	21%
平成18年	17%	23%	28%	19%
平成19年	13%	29%	29%	17%

2. 男女別（表2、表3、表3-2）

- ① 例年どおり女性が多く、男性の約2倍となっています。

※ 業者の営業が女性をターゲットにしている事が指摘でき、主な借金目的が生活費を補うことの反映ともいえます。

- ② なお、平成6年調査からの男女別推移は下記のとおりです。

	男 性	女 性
平成 6 年	3 0 %	7 0 %
平成 7 年	3 4 %	6 6 %
平成 8 年	2 4 %	7 6 %
平成 9 年	3 0 %	7 0 %
平成 1 0 年	3 7 %	6 3 %
平成 1 1 年	3 6 %	6 4 %
平成 1 2 年	3 6 %	6 4 %
平成 1 3 年	3 6 %	6 4 %
平成 1 4 年	3 1 %	6 9 %
平成 1 5 年	3 6 %	6 4 %
平成 1 6 年	3 9 %	6 1 %
平成 1 7 年	4 4 %	5 6 %
平成 1 8 年	3 3 %	6 7 %
平成 1 9 年	3 5 %	6 5 %

3. 地域別（表 4）

① 破産者が全県各地に広がっていることが分かります。

※ 業者の営業店舗の展開、テレホンキャッシング等の影響が大きい。

② 地域における司法書士会会員の業務受託との関係では偏りも指摘できますので、平成 1 8 年までの那覇地方裁判所（支部）の新規破産受付件数を下記に示しておきます。

参 考	各年の自己破産件数の推移＝那覇地裁発表・司法統計から				
	H 1 8 年	前年比	H 1 7 年	H 1 6 年	H 1 5 年
那覇地裁本庁	7 3 0 件	8 9 %	8 1 9 件	1 0 2 0 件	1 2 7 5 件
沖縄支部	6 0 1 件	9 0 %	6 6 8 件	6 9 4 件	7 7 8 件
名護支部	1 2 8 件	7 0 %	1 8 3 件	2 0 8 件	2 3 7 件
平良支部	3 1 件	6 2 %	5 0 件	6 3 件	6 6 件
石垣支部	3 8 件	1 7 3 %	2 2 件	4 8 件	6 9 件
合 計	1 5 2 8 件	8 8 %	1 7 4 2 件	2 0 3 3 件	2 4 2 5 件

4. 破産申立前後の職業（表6）

① 破産前（申立前6か月）の職業では、ほとんど全ての職種に及んでいることが分かります。

② 無職・主婦層、パート・アルバイト、水商売勤務、契約社員・その他などの収入が不安定と思われる層での破産は全体の63%で、昨年より増えています。また、自営業者の破産も昨年より増えています。

長引く不況の中で生活苦が拡大していること、業者の営業が利用者の返済能力を軽視した過剰融資傾向が強いことを示しています。

③ 破産申立時の職業では、会社員や自営業者が減少し、無職者が増えています。高利の返済と厳しい取り立てに追われ、職場を失ったり、あるいは自営業を閉めざるを得ない状態に陥って破産手続きを求めていることが分かります。

参考：破産前の職業（最近の6年間）

（下表のほか職業不明がH14に6名、H15に13名、H16に5名あり）

破産前 調査年	会社員	公務員	自営業	パート・ アルバイト	水商売 勤務等	無職・ 主婦	契約社員 ・その他
H14年	84名 (28%)	3名 (1%)	25名 (8%)	79名 (26%)	28名 (9%)	54名 (18%)	23名 (8%)
H15年	36名 (11%)	1名 (0.3%)	24名 (7%)	32名 (10%)	11名 (3%)	83名 (26%)	126名 (39%)
H16年	36名 (13%)	1名 (0.4%)	22名 (8%)	60名 (21%)	10名 (4%)	80名 (28%)	68名 (24%)
H17年	54名 (26%)	0名 (0%)	25名 (12%)	64名 (30%)	12名 (6%)	50名 (24%)	7名 (3%)
H18年	41名 (25%)	2名 (1%)	25名 (15%)	57名 (35%)	0名 (0%)	34名 (21%)	3名 (2%)
H19年	32名 (18%)	1名 (1%)	31名 (18%)	54名 (31%)	3名 (2%)	45名 (26%)	9名 (5%)

5. 破産時の職業・収入・公的扶助・家族状況等（表5～表8）

① 破産時の職業では、「無職・主婦」層が激増し、社会的経済的な弱者に借金苦が広がっていることが分かります。

② 主な特徴は次のとおりです。

イ 破産時の平均収入は、月15万円以下が80%を占め、低所得層での破産が多いことを示しています。（表5）

参考：破産時の平均収入が月15万円以下の占める割合

H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
87%	85%	86%	90%	80%

ロ 生活保護世帯19名（11%）（表6附属）

参考：生活保護世帯の占める割合

H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
4%	5%	9%	11%	11%

ハ 単身家庭と母子（父子）家庭が多いことが分かります（39%）。（表7）

参考：単身家庭の占める割合

H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
13%	17%	21%	19%	20%

参考：母子(父子)家庭の占める割合

H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
19%	23%	13%	19%	19%

ニ 住居は、賃貸住宅居住者が全体の84%です。（表8）

参考：賃貸住宅居住者の占める割合

H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
71%	79%	71%	72%	84%

ホ 本人や家族が病気をかかえている債務者が40%もおり、本人や家族の病気が借金のきっかけや増加につながっています。(表6 附属)

参考：病人世帯の占める割合

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
本人	75人(23%)	45人(16%)	57人(26%)	49人(30%)	46人(26%)
家族	58人(17%)	39人(14%)	41人(19%)	31人(19%)	25人(15%)
合計	133人 40%	84人 30%	98人 46%	80人 49%	71人 41%

へ 債務者個人だけでなく、家庭生活が破綻していることを示す指標としての「家族の破産・調停」も25%に及んでいます。(表9)

参考：「家族の破産・調停」の占める割合

H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
21%	17%	20%	26%	25%

6. どこから、いくらを借りているか。(表10～表13)

① 平均借入件数は約9社です。(表10)

なお、「10社まで」の借入で破産するケースが約71%です。

参考：10社までの借入で破産する割合

H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
72%	75%	85%	73%	71%

② 借入先のトップはサラ金(消費者金融業者)です。(表11)

破産者の約88%が利用しています。サラ金の平均利用件数は約4社で、平均借入額は153万円です。平均金利が29%と仮定しても、利息だけでも月約3万7000円の支払いになります。破産申立者のうち、20代だけの調査では、サラ金利用者は100%になっています。(表22)

③ クレジット利用者が52%になっています。クレジットカードのショッピング枠利用というより、キャッシング枠利用(借入金)がほとんどです。

④ 日掛業者利用者が約24%と増加しています。

参考：借入先

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
銀行系	47%	48%	45%	42%	49%
サラ金	95%	97%	93%	93%	88%
クレジット	48%	46%	52%	45%	52%
日掛	14%	20%	11%	20%	24%
個人	24%	21%	15%	23%	20%
その他	19%	27%	29%	28%	33%

⑤ 破産者の平均負債額は805万円です。400万円以下の負債で破産に至る方が63%です。(表13)

参考：負債総額別の破産者の割合

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
0~100万	1%	1%	1%	1%	2%
~200万	7%	11%	20%	18%	22%
~300万	22%	29%	27%	27%	24%
~400万	22%	19%	18%	19%	15%
~500万	12%	13%	9%	12%	7%
~800万	18%	12%	8%	8%	10%
~1000万	3%	1%	3%	3%	4%
~2000万	7%	7%	8%	9%	10%
2000万超	9%	8%	6%	4%	7%

⑥ 破産時の平均債権者数と平均債務総額の推移は次表のとおりです。

参考：破産時の平均債権者数と平均債務総額

平成 7 年調査	平均 1 2 社から	平均 7 1 8 万円の債務
平成 8 年調査	平均 1 4 社から	平均 7 3 0 万円の債務
平成 9 年調査	平均 1 2 社から	平均 7 8 7 万円の債務
平成 1 0 年調査	平均 1 2 社から	平均 7 0 2 万円の債務
平成 1 1 年調査	平均 1 0 社から	平均 7 4 1 万円の債務
平成 1 2 年調査	平均 1 0 社から	平均 1 0 2 0 万円の債務
平成 1 3 年調査	平均 9 社から	平均 9 2 9 万円の債務
平成 1 4 年調査	平均 1 0 社から	平均 7 6 4 万円の債務
平成 1 5 年調査	平均 1 0 社から	平均 7 7 4 万円の債務
平成 1 6 年調査	平均 1 0 社から	平均 7 1 6 万円の債務
平成 1 7 年調査	平均 8 社から	平均 5 7 7 万円の債務
平成 1 8 年調査	平均 9 社から	平均 6 1 5 万円の債務
平成 1 9 年調査	平均 9 社から	平均 8 0 5 万円の債務

7. 借金の目的（表 1 4）

- ① 借金の目的は、生活を補うため、複数回答で引き続き 9 0 % で、また、借金返済のためとした回答も 8 2 % あり大きな割合を占めています。
- ② 事業資金も 2 3 % に及んでいます。破産前の自営業者は約 1 8 % ですから、家族や親戚縁者が事業資金等の借り入れを手伝っていることを示します。
- ③ 保証人や名義貸しも、2 9 % に及んでいて重要な問題です。
- ④ 遊興費は約 5 % です。借金の目的が遊興費の場合は特定調停や任意整理を活用しているケースが多いと思われます。
- ⑤ 住宅ローン関連の破産は 1 0 % でした。各年度の実数は下記のとおりです。

参考：住宅ローン関連の破産者

H 15 年	H 16 年	H 成 17 年	H 18 年	H 19 年
2 9 名	2 3 名	1 9 名	1 3 名	1 8 名

⑥ 借金の目的調査についての推移は下記のとおり（複数回答）

	生活費	保証人等	事業費	遊興費	住宅 ローン
平成 6 年	47%	18%	32%	10%	—
平成 7 年	71%	25%	28%	9%	—
平成 8 年	81%	49%	22%	15%	—
平成 9 年	86%	38%	28%	3%	7%
平成10年	82%	22%	26%	3%	6%
平成11年	93%	26%	15%	4%	7%
平成12年	92%	21%	24%	2%	10%
平成13年	91%	24%	19%	3%	14%
平成14年	91%	25%	19%	1%	5%
平成15年	98%	19%	15%	3%	10%
平成16年	91%	28%	17%	1%	8%
平成17年	93%	23%	22%	6%	9%
平成18年	93%	35%	24%	4%	8%
平成19年	90%	29%	23%	5%	10%

8. 借金の期間（表16）

① 借金の期間は、「5年以上」が76%でした。最初の借り入れから破産申立までの期間が、長くなっていることを示しています。約38%が10年以上もの期間、借金に追われ続けてきたことが分かります。

② 借りてから3年以内の破産者は7%でした。

参考：借入期間の割合

	3年以内	～5年	～7年	～10年	～15年	15年超
H11年	11%	19%	14%	24%	20%	10%
H12年	3%	13%	20%	19%	27%	16%
H13年	15%	15%	14%	18%	24%	13%
H14年	10%	16%	15%	17%	23%	16%
H15年	10%	17%	17%	22%	21%	11%

H 1 6 年	7 %	1 7 %	1 8 %	2 2 %	2 0 %	1 4 %
H 1 7 年	1 1 %	2 1 %	2 5 %	1 6 %	1 3 %	1 3 %
H 1 8 年	1 0 %	1 2 %	2 0 %	1 7 %	1 8 %	2 2 %
H 1 9 年	7 %	1 5 %	1 8 %	2 0 %	1 7 %	2 1 %

③ 平均借入件数、平均借入額、無職・主婦とパート層への貸付が57%あること等を考えると、生活困窮者（返済資力不足者）に安易に貸し付ける傾向があることが分かります。資金需要者の返済能力を超える業者の過剰融資が大きな問題として指摘されます。

9. 取立状況と生活の変化（表17、表18）

金融業者の厳しい取立てにより、職場を追われて失業したり、離婚等で家庭生活が崩壊しています。

- ① 自宅への取立てが86%もあり家庭生活を脅かし、離婚の原因ともなっていると思われます。職場への取立ても14%あります。家族への取立てが10%あり、違法取立てが後を絶ちません。保証人でもない家族への取立ては禁止されています。
- ② 取立てが原因となり、離婚したり別居した家族が24人（約14%）にもなっており、家庭生活が根底から破壊されていることが分かります。
- ③ 貸金業法を無視した取立てにより、追い詰められて精神を害する者も少なくないことを指摘しておきます。精神に疾患をもつ者への貸付けや、自宅や職場への執拗な電話督促で、さらに精神的に追い詰められている債務者が少なくありません。
- ④ 破産手続中の裁判は、破産手続の迅速化もあってここ数年は減少傾向のまま推移していましたが、16年に増加したものの、17年に再び減少しています。18年は7%で17年より増加しています。公正証書などによる強制執行を受けている者も1%います。

参考：取立状況（複数回答）

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
自宅	87%	87%	78%	91%	86%

職場	15%	21%	16%	19%	14%
家族	20%	12%	11%	14%	10%
違法取立	2%	3%	3%	5%	4%
裁判	3%	17%	5%	7%	5%
強制執行	1%	3%	2%	1%	1%

参考：生活への変化（複数回答）

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
離婚	26人	22人	25人	18人	20人
別居	8人	9人	6人	1人	4人
退職	8人	9人	10人	11人	1人
出稼ぎ	2人	5人	3人	6人	4人
	326人中	282人中	212人中	162人中	175人中

10. 20歳代の破産申立者の特徴（表20～表25及び表1～表2）

① 新規破産申立者の約13%が20代の若年者になっています。（表1）

業者のテレビ等の公告が若年者を対象にしていることも問題であり、若年者への消費者教育を徹底することが緊急の課題であることを示しています。

参考：20歳代の占める割合

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
20歳代	66人(20%)	53人(19%)	36人(17%)	28人(17%)	22人(13%)
破産申立者	326人中	282人中	212人中	162人中	175人中

② 20歳代の女性の割合が、全破産申立者の女性が占める割合と同様に高くなっています（表20、表2）。若い女性の消費者教育が重視されます。

参考：20歳代の男女比

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
男性	19人(29%)	18人(34%)	12人(33%)	9人(32%)	6人(27%)
女性	47人(71%)	35人(66%)	24人(67%)	19人(68%)	16人(73%)
20歳代	66人中	53人中	36人中	28人中	22人中

参考：全破産申立者の男女比

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
男性	117人(36%)	110人(39%)	94人(44%)	54人(33%)	62人(35%)
女性	208人(64%)	172人(61%)	118人(56%)	108人(67%)	113人(65%)
破産申立者	326人中	282人中	212人中	162人中	175人中

- ③ 借入件数は、大方の者が6件から10件です。年齢にしては多くなっています。(表21)

参考：20歳代の借入件数

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
1～5件	17人(26%)	7人(13%)	13人(36%)	7人(25%)	7人(32%)
6～10件	43人(65%)	38人(72%)	21人(58%)	15人(54%)	10人(46%)
11～15件	5人(8%)	7人(13%)	2人(6%)	5人(18%)	3人(14%)
16件以上	1人(2%)	1人(2%)	0人(0%)	1人(4%)	2人(9%)
合計	66人	53人	36人	28人	22人
総借入件数	492件	416件	236件	199件	189件
平均借入件数	7.5件	7.8件	6.6件	7.1件	8.6件

- ④ 借入先は、1位がサラ金利用で100%、2位がクレジット利用で36%となっており(表22)、両者の割合が例年どおり高い利用割合になっています。

参考：20歳代の借入先(複数回答)

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
銀行系	15人(23%)	17人(32%)	11人(31%)	8人(29%)	6人(27%)
サラ金	61人(92%)	53人(100%)	35人(97%)	26人(93%)	22人(100%)
クレジット	31人(47%)	26人(49%)	18人(50%)	11人(39%)	8人(36%)
日掛	7人(11%)	7人(13%)	0人(0%)	3人(11%)	4人(18%)
個人	9人(14%)	7人(13%)	1人(3%)	4人(14%)	2人(9%)
その他	12人(18%)	11人(21%)	9人(25%)	8人(29%)	6人(27%)
20歳代	66人中	53人中	36人中	28人中	22人中

⑤ 負債総額は、収入とも関連し、80%以上が300万円までの借金です。

(表23)

参考：20歳代の負債総額

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
0～100万	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)	1人(4%)	0人(0%)
～200万	7人(11%)	11人(21%)	11人(31%)	6人(21%)	8人(36%)
～300万	27人(41%)	21人(40%)	15人(42%)	15人(54%)	11人(50%)
～400万	17人(26%)	9人(17%)	7人(19%)	5人(18%)	2人(9%)
～500万	8人(12%)	8人(15%)	2人(6%)	1人(4%)	0人(0%)
～800万	4人(6%)	1人(2%)	1人(3%)	0人(0%)	1人(5%)
～1000万	1人(2%)	1人(2%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)
～2000万	1人(2%)	1人(2%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)
2000万超	1人(2%)	1人(2%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)
20歳代	66人中	53人中	36人中	28人中	22人中

⑥ 借入期間は、5年以上が77%もいます。10代からサラ金業者等を利用している者が少なくないことを窺わせています。(表24)

参考：20歳代の借入期間

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
3年以下	11人(17%)	7人(13%)	7人(19%)	5人(18%)	3人(14%)
～5年	24人(36%)	17人(32%)	12人(33%)	5人(18%)	2人(9%)
～7年	16人(24%)	15人(28%)	16人(44%)	13人(46%)	13人(59%)
～10年	13人(20%)	12人(23%)	1人(3%)	4人(14%)	3人(14%)
10年超	0人(0%)	1人(2%)	0人(0%)	0人(0%)	1人(5%)
不明	2人(3%)	1人(2%)	0人(0%)	1人(4%)	0人(0%)
20歳代	66人中	53人中	36人中	28人中	22人中

⑦ 借金の理由については、生活費や借金返済が主な理由になっています。

保証・名義貸しは昨年より減少したものの、18%を占めています。(表25)

若年者に対する、保証・名義貸しを含めた消費者教育の重要性が指摘できます。

参考：20歳代の借金の理由（複数回答）

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
生活費	60人(91%)	48人(91%)	34人(94%)	26人(93%)	22人(100%)
事業資金	2人(3%)	2人(4%)	3人(8%)	0人(0%)	1人(5%)
遊興費	2人(3%)	0人(0%)	4人(11%)	2人(7%)	1人(5%)
消費財の購入	11人(17%)	15人(28%)	11人(31%)	5人(18%)	4人(18%)
保証人・名義貸	18人(27%)	17人(32%)	6人(17%)	12人(43%)	4人(18%)
借金返済	51人(77%)	48人(91%)	27人(75%)	26人(93%)	21(96%)
住宅ローン	2人(3%)	1人(2%)	1人(3%)	0人(0%)	0人(0%)
その他	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)
20歳代	66人中	53人中	36人中	28人中	22人中